

■ 甲州市空家等対策の推進に関する条例（案）に係る市民意見公募 結果の公表について

上記に係る市民意見公募について、甲州市市民意見公募手続に関する要綱第 8 条の規定に基づき、次のとおり結果を公表します。

施策等の題名	甲州市空家等対策の推進に関する条例（案）		
施策等の案の公表日	平成 30 年 1 月 17 日から平成 30 年 2 月 9 日		
頂いた意見・提案に内容とその結果			
No.	頂いた意見・提案（要約）	結果	修正内容・考え方
1	<p>第 2 条（2）の「特定空家等」の定義について、判定基準が別途しめされていますが、この判定基準に以下の項目について追加を検討して頂きたい。</p> <p>「地震や台風等の自然災害時、容易に倒壊、崩壊、飛散するおそれのある建造物を含む」</p>	今後の運用において参考	「特定空家等」の定義は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」による定義を準用しています。また、特定空家等の判断基準等については、この条例の制定に伴い設置される予定の「甲州市空家等対策審議会」に諮問し審議をいただくことを想定しておりますので、その際にご意見も参考としながら、審議をいただきます。
2	<p>第 10 条の（空き家等及び空家等の跡地の活用等）について、以下項目について追加を検討して頂きたい。</p> <p>「所有者等が不明もしくは連絡が取れない場合であって、「・・・跡地の活用等」が、公益性および緊急性が認められる場合は、活用期限を定め且つ告示により跡地等の活用ができるものとする。」</p>	今後の運用において参考	所有者不明の空家等については、全国的にも課題とされているところですが、現行法令上、条例で規定することは難しいと判断します。法令上、利用権の設定等が検討されているところでもありますので、そういった状況も注視しながら、今後の空家等の対策の推進の中での検討課題とさせていただきます。